

女性活躍推進法に基づく

斜里地区消防組合特定事業主行動計画

令和8年4月

斜里地区消防組合

## 第1 計画策定の趣旨

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、女性職員の職業生活における活躍を推進するため、斜里地区消防組合が策定する特定事業主行動計画である。

当組合では、女性職員の採用を推進するとともに、男女を問わず職員が仕事と家庭生活を両立できる勤務環境の整備を進めることで、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し活躍できる、より良い職場環境の実現を目指していく。

## 第2 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 第3 推進体制

本行動計画を推進するため、斜里地区消防組合消防本部総務課が主体となり、随時計画の実施状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行う。また各所属は行動計画に基づき、職員の職場環境の整備並びに活躍をサポートし、定期的な実施状況の確認を行うとともに、各取組の効果を検証する。

## 第4 推進する取組、目標

### （1）女性職員の採用

女性消防職員の採用者数の増加を目指し、当組合ホームページを効果的に活用した採用募集広報を実施するとともに、応募者の増加を意識した取組を推進する。

目標：令和13年度までに女性職員の割合を全体の5%にする

### （2）育児休業取得率

男性職員の育児等のための休暇取得を促進するため、管理職員を中心に制度への理解を深めるとともに、育児休業制度の周知など、育児休業等取得しやすい職場環境の整備を進め、育児と仕事の両立を支援する職場風土の醸成に向けた意識改革を推進する。また、育児休業取得時には、組織全体で休職者をサポートするとともに、休職者の業務については事前に兼務者を配置するなど、業務運営に最大限の配慮を行う。

目標：対象女性職員の育児休業取得率 100%  
対象男性職員の育児休業取得率 85%

### (3) 年次有給休暇の取得促進

職員の心身の健康保持及び仕事と家庭生活の両立を図るため、計画的な年次有給休暇の取得を促進するとともに、管理職員による取得状況の把握や職場内で取得しやすい環境づくりを推進する。

目標：職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を年間 5 日以上とする。また、夏期休暇取得率を 100%とする。

### (4) 時間外勤務の縮減

職員の健康管理及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、業務の効率化や見直しを進め、時間外勤務の縮減に取り組む。

目標：職員 1 人当たりの時間外勤務時間の縮減を図る。

### (5) 女性の健康上の特性に係る取組

女性職員が安心して勤務を継続できるよう、女性特有の健康課題に対する理解促進を図るとともに、働きやすい職場環境の整備を推進する。

目標：女性職員の健康課題への理解促進及び相談体制を整備する。

### (6) 女性職員の育成及び登用

法令の規定により女性の就業が制限される業務（重量物の取扱い及び有毒ガスを取り扱う業務）を除き、女性職員がその能力や適性を十分に発揮し、幅広い分野で活躍できるよう、各種研修への参加を促進するとともに、多様な業務経験の付与を通じて人材育成を図る。また、将来の管理的職務も見据えたキャリア形成を支援し、女性職員の活躍の場の拡大を推進する。

目標：女性職員の各種研修への参加機会の確保及びキャリア形成支援の推進を図る。

### (7) 女性専用施設の整備等

女性職員が安心して勤務できる職場環境を整備するため、女性消防吏員が配置される消防施設において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室、更衣室等の整備を推進するとともに、既存施設の改善や利用環境の向上に努める。また、女性消防吏員の意見や要望を十分に聴きながら、施設の維持管理を適切に行うとともに、装備の軽量化等についても検討を進める。

目標：消防署・分署の女性専用施設の整備率を 100%にする。

## (8) ハラスメント対策

セクシュアルハラスメントをはじめとする職場における各種ハラスメントの防止及び撲滅を図るため、職員を対象とした研修を実施する。また、既に設置しているハラスメント相談窓口やハラスメント防止等に関する内部規程について職員への周知を徹底し、相談しやすい職場環境づくりを推進する。

目標：ハラスメント相談窓口及び内部要綱の周知を徹底し、全職員が制度を認知している状態を目指す。

## (9) 情報の公表

法第 21 条に基づき、次の情報を公表する。

- ・ 職員の男女の給与の額の差異
- ・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ・ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ・ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
- ・ 職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）のうち、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間